

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	始良市 国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

始良市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人番号の記載された資格取得・喪失等関係届出書、免除申請書等は紛失、関係者以外に漏れないように特定の書庫に保管する。また、日本年金機構への異動報告・進達書類の送付の際は、紛失・誤送付を避けるため配達記録が確認できる方法により送達を行う。

評価実施機関名

始良市長

公表日

令和3年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法第3条第3項に基づき行う、国民年金第1号及び任意加入被保険者並びに受給権者に係る法定受託事務と国(日本年金機構)との協力連携事務を行う。</p> <p>1. 法定受託事務</p> <p>①第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む)に係る資格取得、種別変更、資格喪失、死亡等の届出の受理及び住所変更・資格記録・生年月日・性別訂正等の届出の受理及び報告</p> <p>②国民年金手帳の再交付申請の受理</p> <p>③付加保険料の納付の申出の受理及び納付しないことの申出の受理</p> <p>④保険料納付の法定免除の該当届出及び不該当届出の受理</p> <p>⑤保険料全額または一部免除の申請及び取消の届出の受理、審査及び送付</p> <p>⑥若年者納付猶予の届出及び取消の届出の受理、審査及び送付</p> <p>⑦学生等の保険料納付の特例に係る申請及び不該当届の申請並びに取消の申請の受理、審査及び送付</p> <p>⑧老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、未支給年金、死亡一時金及び老齢福祉年金等に係る裁定請求書、申請書及び届出の受理・審査・通知</p> <p>2. 協力連携事務</p> <p>①資格取得時等の納付督促(口座振替、クレジットカード納付及び前納促進並びに納付督促)</p> <p>②年金制度周知等に関する広報並びに相談(年金制度周知等に関する広報誌への掲載並びに来訪、電話、文書による相談)</p> <p>③障害者手帳交付者への障害年金請求手続きの周知及び案内</p> <p>④日本年金機構との合意により行われる各種情報提供(所得情報並びに住民記録等の情報提供。法定受託事務以外の申請書及び届書等の回送)</p>
③システムの名称	Acrocity国民年金、Acrocity行政基本、Acrocity個人住民税、中間サーバー、MICJET番号連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部保険年金課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号:0995-66-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部保険年金課 住所:〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話番号:0995-66-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

